

WideAngle OsecT 利用規約

第1章 総則

第1条 規約の制定目的

当社は契約者に WideAngle OsecT（以下「本サービス」といいます。）を提供するための条件として、WideAngle OsecT 利用規約（サービス仕様書、別紙を含みます。以下「本規約」といいます。）を定めます。

- 2 本サービスに係る契約者（以下、「契約者」といいます。）は、本規約を誠実に遵守するものとします。
- 3 本サービスはセキュリティリスクを可視化するサービスであり、セキュリティリスクに対応するまたはセキュリティリスクの低減や排除を行うものではありません。本サービスにより可視化されたセキュリティリスクへの対応等については契約者の責任においてが行う必要があります。

第2条 本規約の範囲

本規約に定める諸条項は、契約者と当社との間の本サービスに関する一切の関係に適用します。

- 2 当社が本サービス提供の円滑な提供、運用を図るため必要に応じて契約者に通知する本サービスの利用に関する諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。

第3条 本規約の公表

当社は、当社の Web サイト(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>)その他当社が別に定める適切な方法により、本規約を公表します。

第4条 本規約の変更

当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容およびその効力発生時期を、当社の Web サイト上(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>)への掲載その他の適切な方法により周知します。

第5条 定義

本規約において用いる用語の意味は次のとおりです。

- (1) 「本サービス」とは、契約者等の LAN 環境で流れる通信を専用のセンサー端末が取得し、そのパケット情報の一部を当社が管理するクラウド環境へアップロードすることで、その解析結果は Web 画面を通じて提供するものです。
- (2) 「サービス仕様書」とは、本サービスの機能の詳細を記載したものであり、本サービスの利用者に提供される Web サイト (<https://support.ntt.com/wideangle-osect>) に掲載されているものを指します。
- (3) 「サービス開始日」とは、当社が契約者に通知する、本サービスの提供を開始した日をいいます。
- (4) 「OsecT センサー」とは、契約者等の LAN 環境で流れる通信情報をセンサーデータとしてアップ

ロードする機器のことをいいます。

- (5) 「USB ドングル」とは、センサーデータをクラウド環境に送るために OsecT センサーに接続する LTE 用 USB 端末のことをいいます。
- (6) 「SIM カード」とは、当社が契約者に貸与し、OsecT センサーに挿入されて使用される場合において、本サービスの指定するネットワークへのアクセスが許可される加入者識別モジュールのことをいいます。
- (7) 「セキュリティ機器」とは、本サービスを利用するために必要となる「OsecT センサー」、「USB ドングル」、「SIM カード」であり、契約者等の LAN 環境若しくはシステムに関わるデータを収集し、OsecT コアにデータをアップロードする仕組みを有する機器をいいます。
- (8) 「OsecT コア」とは OsecT センサーからアップロードされたデータを分析し、可視化または脅威を検知する環境のことをいいます。
- (9) 「配送遅延日数」とは、開通希望日の 8 営業日前から起算して、セキュリティ機器が配送完了した日までの日数のことをいいます。なお、開通希望日の 8 営業日前とセキュリティ機器が配送完了した日が同日の場合は 1 日とします。
- (10) 「開通試験遅延日数」とは、開通希望日の 1 営業日前から起算して、当社の開通試験が完了した日までの日数のことをいいます。なお、開通希望日の 1 営業日前と当社の開通試験が完了した日が同日の場合は 1 日とします。
- (11) 「本契約」とは、本規約に基づいて締結される当社と契約者との間の契約をいいます。
- (12) 「申込書」とは、当社が別に定める申込様式を指し、本サービス利用について当社と取り交わす契約書面をいいます。

第 2 章 契約

第 6 条 申込みと承諾

本サービスの利用を希望する場合は、本規約に同意の上、当社所定の方法により申し込むものとします。

2 当社が申込みに対して承諾した時をもって契約の成立とします。成立した当該契約を以下「本契約」といいます。

3 当社は、次の各号に該当すると判断したときは、申込みを承諾しない場合があります。

- (1) 申込者が要望するサービスの提供が技術上、その他の理由により著しく困難なとき。
- (2) 本サービスの申込者が、本サービスまたは当社の提供するサービスの料金または手続に関する費用等その他の債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき。
- (3) 本サービスの申込者が、本規約に反する行為を行ったまたは行う恐れがあると当社が判断したとき。
- (4) 申込書に虚偽の記載がなされたとき。
- (5) 本サービスの申込者が、当社からのサービス種別の指定、申込みにかかる内容の確認または変更要請に対し、当社が指定する期日までに回答しないとき。
- (6) 本サービスの提供に係る電気通信設備等に余裕がないとき。

- (7) 当社が同業者であると認める者が申込者であるとき。
 - (8) 前各号に定めるほか、当社の業務に支障があるとき、または支障があるおそれがあると当社が判断したとき。
- 4 当社は当社の承諾後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合には第 2 項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取消により契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、契約者はそれまでに当社に生じた費用を負担するものとします。
- 5 当社が申込みを承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。

第7条 その他の契約内容の変更

当社は、次の事項に関して契約者から請求があったときは、本サービスの契約内容の変更を行います。

- (1) セキュリティ機器の増減
 - (2) 契約者情報の変更
 - (3) その他当社が適当であると認める事項
- 2 前項の請求があったときは、当社は、前条の規定に準じて取り扱います。

第8条 サービスの提供

当社は、第 9 条第 1 項に記載のサービス開始日に、申込みを受けた本サービスの提供を開始します。

- 2 本サービスの提供を開始するために契約者が満たすべき条件が、サービス仕様書又は申込書に記載されている場合、契約者は、サービス開始日又は当社が別途定める日までにその条件を満たすものとします。
- 3 当社は、サービス開始日に本サービスの提供を開始することが困難な場合、本条第 1 項にかかわらず、契約者に通知の上サービス開始日を変更することができます。
- 4 前項の場合において、当社の責に帰すべき事由によりその変更が生じたものでないときは、当社は、サービス開始日の変更のため追加で必要となる費用の支払いを契約者に請求することができ、契約者はこれを支払うものとします。

第9条 サービス開始の定義

本契約は開通希望日をもってサービス開始日とします。

- 2 契約者都合により、OsecT センサーの設置期間を経過し当社が設置を確認できない場合においても開通希望日をサービス開始日とします。
- 3 当社の責による機器類の配送遅延および開通試験、工事等に遅れが生じた場合は以下の扱いとします。
- (1) セキュリティ機器が契約者配送先へ開通希望日の 9 営業日前までに届かなかった場合は、開通希望日に配送遅延日数を加算した日付を開通日とします。
 - (2) 契約者による OsecT センサー設置が遅滞なく完了後、当社による OsecT 工事、開通試験が開通希望日の 2 営業日前まで完了とならない場合は、開通希望日に開通試験遅延日数を加算した日付を開通日とします。

第10条 契約者の地位の承継

相続または法人の合併もしくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併後存続する法人、合併により設立された法人もしくは分割によりその利用権のすべてを承継した法人は、その契約者の地位を承継するものとします。

2 前項の規定により、契約者の地位を承継した者は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。なお、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

第11条 氏名等の変更の届出

契約者は、その氏名もしくは商号、住所もしくは所在地またはその他契約者にかかる事項について変更があったときは、そのことをすみやかに当社に届け出ていただきます。

2 前項の届出があったときは、当社に対しその届出のあった事実を証明する書類、あるいは当社の指定する資料を提示いただくことがあります。

3 第1項に規定する変更の届出を怠ったことにより契約者が不利益を被った場合であっても、当社はその責任を負わないものとします。

第12条 契約上の地位の譲渡

契約者は、本契約上の地位を譲渡することができません。ただし当社が譲渡を承認した場合はこの限りではありません。

第13条 契約者が行う本契約の解約

契約者は本契約を解約しようとするときは、その旨をあらかじめ当社所定の様式に記入の上、当社に書面、メール、Web等サービスに合わせた通知方法により通知していただきます。

第14条 当社が行う本契約の解約

当社は次のいずれかに該当するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知の上、本契約を解約することがあります。

- (1) 第16条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその利用停止の原因となる事実を解消しないとき。
- (2) 当社が別に定める期日を経過してもなお、契約者が本サービス料金または手続きに関する費用等その他の債務を支払わないとき。
- (3) 契約者が第6条(申込みと承諾)に基づき当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき。
- (4) 本規約に反する行為を行ったまたは行う恐れがあると当社が判断したとき。
- (5) 契約者が自らまたは反社会的勢力を利用して、当社に対して詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いたとき

2 前項にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ通知をせずに、本契約を解約することがあります。

- (1) 緊急またはやむを得ない場合

- (2) 契約者またはその役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団もしくはそれらの関係者（以下、総じて「反社会的勢力」といいます。）に該当し、または反社会的勢力との取引もしくは人的、資金的関係があると当社が判断したとき。
- (3) 民事再生手続きの開始、会社更生手続きの開始、破産もしくは競売を申し立てられ、または自ら、私的整理の開始、民事再生の開始会社更生手続きの開始もしくは破産申し立てをしたとき。
- (4) 手形交換所の取引停止処分もしくは資産差押または滞納処分を受けたとき。
- (5) 資本の減少、営業の廃止もしくは変更、または解散の決議をしたとき。
- (6) 前各号に定めるほか、資産、信用および支払能力等に重大な変更を生じ、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。

3 当社は、第 15 条（利用中止）の規定により本サービスの利用を中止した場合において、その利用中止の事由を解消し、本サービスの利用を再開することが困難であると当社が判断したときは、本サービスの一部もしくは全部を廃止し、または本サービスに係る契約の一部もしくは全部を解約することがあります。なお、当社は本項の規定により、本サービスの一部もしくは全部を廃止し、または本サービスに係る契約の一部もしくは全部を解約しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 3 章 利用中止等

第15条 利用中止

当社は次の場合には本サービスの一部または全部の利用を中止することがあります。

- (1) 本サービスを提供するための設備の保守上、工事上またはサービス提供上やむを得ないとき。
- (2) 本サービスを提供するための設備を不正アクセスから防御するために必要なとき。
- (3) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるとき。
- (4) 本サービスが正常に動作せず、本サービスを継続して提供することが困難であるとき。
- (5) 法令等に基づく要請等により本サービスを提供することが困難となったとき。
- (6) 提携事業者の都合、事業休止又はその他の理由により、本サービスの全部又は一部の提供が困難となったとき。

2 当社は前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし緊急またはやむを得ない場合はこの限りではありません。

第16条 利用停止

当社は契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの提供を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないときまたは支払われないことが合理的に見込まれるとき。
- (2) 本規約に反する行為を行ったとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止するときは、あらかじめその理由、提供停止をする日および期間を契約者に通知します。ただし、緊急またはやむを得ない場合は、この限りではありま

せん。

第17条 利用の制限

当社は、天災、事変、パンデミック、エピソード、その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、本サービスにかかる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

2 当社は、他の電気通信事業者等から異議申立てがあり、本サービスの提供とその電気通信事業者等の提供するサービス等との間の通信を継続して行うことについて当社の業務の遂行に重大な支障を及ぼし、または及ぼすおそれがあると当社が認めるときは、その通信の一部の利用を中止することがあります。

3 当社は、当社の設備を不正アクセス行為から防御するため必要な場合、本サービスの一部または全部の利用を中止する措置をとることがあります。

4 当社が前各項の措置をとったことにより契約者または第三者に損害が生じたときは、その損害が当社の故意または重大な過失による場合を除き、当社は責任を負いません。

第4章 料金等

第18条 料金

本サービスの料金は、料金表に定めるところによります。

2 サービスの料金を改定する必要（物価の上昇・経済事情の変動等を含むがこれに限らない）が生じたときは、当社はこれを改定することができます。

第19条 料金の支払義務

契約者は、本規約に基づいて当社が契約者に本サービスの提供を開始した日から起算して、契約の解約があった日の当日までの期間（提供を開始した日と解約または廃止のあった日が同一の日である場合は1日間とします。）について、利用料金の支払を要します。

2 利用中止または利用停止があったときは、本サービスにかかる契約者は、その期間中の料金の支払を要します。

3 契約者が利用料金の支払を不法に免れた場合、当社はその免れた額のほか、免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として請求できるものとします。

4 当社が本サービスの提供を開始する前に契約の解除があった場合は、当社は契約者に対しその時点までに要した費用の支払を請求します。

第20条 工事費の支払義務

契約者は、料金表に規定する工事費の支払を要します。ただし、工事の着手前に契約の解約、工事の請求の取消しがあった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われている場合は、当社はこれを返還します。

2 工事の着手後完了前に契約の解約があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者はその工事に関して解約等があったときまでに着手した工事の部分についてそれに要した費用の支払を要します。

第21条 延滞利息

当社は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお契約者から支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として請求できるものとします。

第5章 データの取扱い

第22条 データに関する責任

第 27 条（責任の制限）の規定にかかわらず、当社は、当社の電気通信設備に保存されているデータ（以下「保存データ」といいます。）および本サービスの利用により生成、提供または伝送されたデータ（コンテンツを含みます。以下、「生成等データ」といいます。）が滅失、毀損もしくは漏洩した場合または滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、これにより契約者または第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。

2 前項の規定は、当社の故意または重過失によるものである場合は適用しないものとします。

3 生成等データについては、当社はその内容等について保証を行わず、また、それに起因する損害についても責任を負わないものとします。

第23条 データの確認・複製

当社は、当社の電気通信設備の故障もしくは停止等の復旧等の設備保全または本サービスの維持運営のため、保存データを確認、複写または複製することがあります。

2 当社は、前項の用途以外で保存データにアクセスまたは利用しないものとします。

3 当社は前項に加え、保存データおよび生成等データのうち、複数の契約者に関する情報から共通要素を抽出し、集計して得られるデータ（以下「統計データ」という）に加工した上で、以下の目的において、自ら利用し、第三者に提供することができます。

(1) 利用する情報：OsecT センサーから OsecT コアにアップロードされるデータ

(2) 利用する目的：本サービスの品質向上やサービス開発、攻撃の検知傾向等の一般的な統計解析・レポート、マーケティング活動、契約者への提案活動

4 契約者は、統計データに関する権利が当社に帰属することに同意します。

第24条 データの利用

当社は、以下に定める情報を以下の目的の範囲内で利用することがあります。

- (1) 利用する情報：OsecT センサーから OsecT コアにアップロードされるデータ
- (2) 利用する目的：本サービスの品質向上やサービス開発、攻撃の検知傾向等の一般的な統計解析・レポート、マーケティング活動、契約者への提案活動

第25条 データの削除

当社は、第 29 条（本サービスの廃止）による本サービスの廃止のほか、当社は第 13 条（契約者が行う本契約の解約）または第 14 条（当社が行う本契約の解約）の契約の解約があったとき、または期間の満了により本契約が終了したときは、保存データを削除します。この場合において、当社は、保存データの削除に起因する契約者または第三者に発生した直接または間接の損害についての責任を負わないものとしします。

第26条 データのバックアップ

契約者は、自らの責任で保存データおよび生成等データのバックアップを取るものとし、当社は、契約者がバックアップを行わなかったこと、またバックアップ行った際の方法およびその結果について責任も負わないものとしします。

2 当社は、当社と契約者の間で別途保存データおよび生成等データのバックアップにかかる契約がある場合、保存データおよび生成等データのバックアップを行います。この場合、保存データおよび生成等データのバックアップ等にかかる損害について、当社は当該契約に定められた範囲で責任を負います。

3 契約者は、本サービスにかかる契約が終了等するときには、保存データおよび生成等データを、自己の責任と費用負担において、必要に応じ退避するものとしします。

4 当社は消去された保存データおよび生成等データは修復しません。

第 6 章 損害賠償等

第27条 責任の制限

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由により、その提供をしなかったことに起因して契約者に生じた逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任を負うものとしします。なお、当社は予見の有無、予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負わないものとしします。

2 前項により、当社が契約者に対し賠償責任を負う場合において、本サービスにかかる月額基本サービス料（料金表の月額基本サービス料のうち、本サービスが全く利用できない状態が生じた時点において契約者が利用している部分にかかるものに限ります。）の合計額を上限として、その責任を負うものとしします。

3 当社の故意または重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、前 2 項の規定は適用しないものとしします。

第 7 章 雑則

第28条 免責

当社は本規約で特に定める場合を除き、契約者にかかる損害を賠償しないものとし、契約者は当社にその損害についての請求をしないものとします。また、契約者は、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に責任も負担させないものとします。

2 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、契約者に対し、本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分またはその他の原因を問わず、責任も負わないものとします。

3 当社は、以下の事項に起因する損失、損害、経費、費用又はその他補償請求については責任を負いません。

- (1) 契約者のネットワーク、システム又は端末が原因の全部又は一部となって生じる機能低下又は中断。
- (2) セキュリティ対策上必要となる機能の作動によるネットワーク、システム又は端末の機能低下又は中断。
- (3) セキュリティ機器のバグ、機能低下及び中断。なお本サービスの指定するネットワークへのSIMカードを用いた接続は、次の場合にはネットワークへの接続不可又は通信速度の低下が発生することがあります。
 - (a)通信が著しくふくそうしたとき。
 - (b)車両等の走行中の車内、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル又は山間部等電波の伝わりにくいところでの通信であるとき。
 - (c)通信のトラフィック量が当社所定の基準を超過する場合であって、当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるとき。
- (4) インターネット及び契約者が契約したネットワークサービスの通信の中断又は遅延。
- (5) 契約者又は第三者のネットワーク、システム又は端末（セキュリティ機器を含みます）に対する不正アクセスや不正プログラムの侵入及び発出。
- (6) セキュリティ機器又は当社のセンタ設備で扱われる契約者又は第三者に係る通信ログ、ドキュメント、プログラム又は設定等一切のデータについて、全部又は一部の損失（ただし、当社の故意または重過失による場合を除きます）。
- (7) 第三者のネットワーク、システム又は端末に対し当該第三者の承諾なく行われた契約者による本サービスの利用（契約者が意図的でない場合も含みます）。

4 当社は、本規約の変更等により契約者が本サービスを利用するにあたり当社が提供することとなっている設備、端末等以外の設備、端末等の改造または変更（以下、この条において「改造等」といいます。）を要する場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

5 本規約に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責または制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

6 当社は、本サービスがすべてのセキュリティリスクを可視化できること、可視化したセキュリティリスクが契約者にとって価値を有すること、契約者の利用目的に合致していること又は有用であること、

障害その他の故障がないこと、完全性、正確性及び第三者の権利を侵害していないこと（これらを含みますが、これらに限りません。）について、何ら保証を行わず、これらに関連して契約者に損害が発生したとしても責任を負いません。また、契約者は契約者の利用目的に合った結果を得るために本サービスを選択したこと、本サービスを利用するための準備およびその利用方法、本サービスの利用によって得られた結果についてすべての責任とリスクを負うものとし、当社はそれらについて責任を負いません。

7 当社は本サービスを日本国内のみに提供し、本サービスが日本国外の地域の規制(法令、規則、政府ガイドライン等を含みますがこれに限りません。)に適合していること、及び日本国外の地域で利用可能であることについて何ら保証を行わず、契約者による日本国外の地域での本サービスの利用によって発生したいかなる損害についても当社は責任を負いません。

第29条 本サービスの廃止

当社は本サービスの一部または全部を廃止することがあります。

2 前項の規定による本サービスの一部または全部の廃止があったときは、本サービスの一部または全部にかかる契約は終了するものとします。

3 当社は、本サービスの一部または全部の廃止に伴い、契約者または第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。

4 当社は、本サービスの一部または全部を廃止しようとするときは、その旨を相当な期間をおいて、あらかじめ契約者に通知します。

第30条 法令に規定する事項

本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第31条 契約者の義務

契約者は次のことを守っていただきます。

- (1) 当社または第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと。
- (2) 本サービスによりアクセス可能な当社または第三者のデータの改ざん、消去等をしないこと。
- (3) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと。
- (4) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと。
- (5) 当社の設備に無権限でアクセスし、その利用または運営に支障を与える行為をしないこと。
- (6) 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと。
- (7) 利用申込みの際またはその後に当社に届け出た事項について変更が生じた場合、遅滞なくその旨を当社所定の方法により届け出ること。
- (8) 法令、本規約もしくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、または当社もしくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。
- (9) 本サービスの一部または全部を、直接または間接を問わず、単体もしくはシステムの一部として、原子力関連装置の直接制御、航空管制もしくは大量輸送機関での管制、生命維持装置、武器及び武

器製造関連等を含む高度な安全性や信頼性を必要とする用途のために利用しないこと。

- (10) その他、当社が客観的かつ合理的理由により不相当と判断する行為を行わないこと。
 - (11) 前各号に該当するおそれのある行為またはこれに類する行為をしないこと。
 - (12) 当社が本サービスを提供するにあたり、契約者と当社との間で送受信され又は当社が保管する契約者の情報及び資料は、常に管轄法域の法令を遵守していることを保証すること。
 - (13) 当社が本サービスを提供できるようにするため、当社が適宜要求する契約者の技術データ及びその他情報を当社が定める期間内に提供すること。全ての提供された情報は正確、完全かつ誠意をもって提供されるものでなければならず、当社はこれに依拠することができるものとします。
 - (14) 当社が本サービスを提供するために必要な範囲で、当社による契約者のセキュリティ機器の情報閲覧、操作を許可すること。
 - (15) 当社が本サービスの利用の前提となる要求条件をサービス仕様書に記載し又は書面にて通知した場合、契約者のセキュリティ機器、ネットワーク、システム又は端末を、当社が定める日までに当該条件に適合させること。当社が要求条件を変更した場合も同様とします。
 - (16) 開通日の4営業日前までに OsecT センサー設置を完了すること。初期費用および月額利用料について開通日4営業日前までの設置が完了しておらず、当該期間経過後 OsecT センサー設置が未完了であっても開通日をもって利用開始とみなし請求します。
 - (17) OsecT センサーの設置場所は、契約者もしくは契約者と契約等により関係のある単一の法人の LAN 環境とし、当社の同意を得ることなく、前述の法人以外の LAN 環境に OsecT センサーを移設しないこと。
 - (18) 移設・停電等のために OsecT センサーを停止する時には Web 画面にて監視を無効に設定し、OsecT センサーを再開する時には監視を有効に設定すること。
 - (19) 本サービスの利用は日本国内のみとすること。
- 2 契約者は前項の規定に違反して本サービスにかかる当社の設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
 - 3 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者またはその他の者に発生する損害について責任を負わないものとします。
 - 4 契約者は、本サービスにかかる ID およびパスワード（以下「ID 等」といいます。）を管理する責任を負うものとし、その内容を他のサービスに係る ID 等と同一にせず、第三者が容易に類推しうる文字列を使わず、又みだりに第三者に知らせないものとします。当社は、ID 等の一致を確認した場合、当該 ID 等を保有する者として登録された契約者が本サービスを利用したものとみなします。
 - 5 契約者が前項の規定に違反して本サービスにかかる当社の業務遂行または当社の設備に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社は ID 等の変更その他必要な措置をとる場合があります。当該措置により契約者に発生する損害について、当社は責任を負わないものとします。
 - 6 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめ理由を添えてその旨を契約者に通知します。ただし、緊急またはやむを得ない場合はこの限りではありません。

第32条 契約者の協力義務

当社又は当社の指定する第三者は以下の場合、契約者に対し、本契約に関する契約者の機器・情報・資料その他の物品の提供、および当社が行う調査に必要な範囲で契約者の設備等への立入調査等の協力を求めることができるものとします。この場合、契約者はこれに応じるものとします。

- (1) 契約者による本契約の遵守状況を調査、確認するために必要な場合
- (2) 故障予防または回復のため必要な場合
- (3) 技術上必要な場合
- (4) その他、当社が必要と判断する理由がある場合

2 契約者は、本サービスが不正に利用され、または利用されようとしているときには、ただちに当社に通知するものとし、本サービスの不正利用にかかる当社の調査に協力するものとします。

第33条 契約者に対する通知

契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

- (1) 当社の Web サイト上に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (2) 契約者が利用申込みの際またはその後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信して行います。この場合は、契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (3) 契約者が利用申込みの際またはその後に当社に届け出た契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、郵便物が契約者の住所に到達した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

第34条 当社の知的財産権

本サービスの提供に関連して当社が契約者に貸与または提示するソフトウェア等のプログラムまたは物品（本規約、サービス仕様書、取扱マニュアル等を含みます。以下この条において「プログラム等」といいます。）に関する著作権およびそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は当社または当社の指定する者に帰属するものとします。また、本サービスに対して、当社が掲示している商標、ロゴ等は、契約者その他の第三者に対して、商標、ロゴ等を譲渡し、またその使用を許諾するものではありません。

2 契約者はプログラム等につき次の事項を遵守するものとします。

- (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
- (2) 複製・改変・編集等を行わず、また、逆コンパイルまたは逆アセンブル等のリバースエンジニアリングを行わないこと、
- (3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。
- (4) 当社または当社の指定する者が表示した知的財産権の表示を削除または変更しないこと

3 本条の規定は本契約の終了後も効力を有するものとします。

第35条 個人情報の取扱い

当社は本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては当社が定める「プライバシーポリシー」(<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>)によります。

第36条 秘密の保持

前条に定めのある場合を除き、いずれの当事者も、本契約に関連して相手方当事者から開示された機密情報を、相手方当事者の書面による事前の承諾なく第三者に公表し、漏洩し、又は本契約履行の目的以外に使用してはならない。本契約において「機密情報」とは、本契約を通じて知り得た相手方当事者の営業上、技術上又はその他の業務上の秘密であって、次の各号に掲げるものをいいます。

- (1) 機密である旨表示した書面等有形媒体により開示された情報。
- (2) 口頭で開示され、(a) 開示者が開示時点で機密である旨を明確に示し、又は (b) 開示後14日以内に開示者が「機密」又はそれに類似した表示を示した文書によりその内容を詳記して受領者に交付した情報であって、開示者がその文書の内容・範囲について書面により受領者の確認を得た情報。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは機密情報には含まれません。

- (1) 開示の時に公知である情報。
- (2) 受領者への開示後に受領者の責めに帰すべからざる事由により公知の事実となった情報。
- (3) 受領者が正当な権利を有する第三者から守秘義務を負うことなく正当に入手した情報。
- (4) 受領者が開示者から入手した機密情報によらず独自に開発した情報。
- (5) 開示者が守秘義務の制約から除外することを書面により同意した情報。

3 本条第1項の規定にかかわらず、当社は、第38条(第三者委託)に基づく再委託先に対して、本契約に定める義務の履行のために必要な範囲で機密情報を開示できます。この場合、当社は、当該再委託先に対して、当該機密情報が秘密である旨を明示し、当該再委託先に本契約の当社の義務と同等の機密保持義務を課すものとします。

4 いずれの当事者も、法令又は裁判所の判決若しくは官公庁の決定、命令、その他により開示を要求された場合、必要最小限度の範囲で相手方当事者の機密情報を当該機関に対して開示することができます。ただし、当該受領者は、かかる要求があった場合、可能な範囲でその開示の前にその旨開示者に通知するものとします。

5 本条に定める義務は、本サービス提供期間終了後1年間、引き続き有効に存続するものとします。

第37条 通信ログの取扱い

当社は、本サービスの利用にかかる通信ログについて、課金・料金請求、サービスの維持・継続およびネットワークの安定的運用等の業務の遂行のために必要かつ相当な目的の範囲内で利用する場合があります。契約者はこれに同意するものとします。

第38条 第三者への委託

契約者は、当社が本サービスを提供するのに必要な範囲で、本サービスの全部または一部を当社の指定する第三者に委託することを了承するものとします。

2 当社は、前項に基づき、当社が再委託した場合の再委託先の選任および監督について、第27条(責任の制限)に定める範囲で責任を負うものとします。

第39条 承諾の限界

当社は、第6条(申込みと承諾)及び第7条(その他の契約内容の変更)に定めるほか、契約者から本サービスの利用に関する要望があった場合に、その要望を実現することが困難なときまたは当社の業務の遂行上支障があるときは、その要望を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその要望を行った者に通知します。

第40条 管轄裁判所

契約者と当社との間で本サービスに関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第41条 分離可能性

本規約の条項の一部が、管轄権を持つ裁判所によって違法、無効または法的拘束力がないと判断された場合であっても、他の条項は影響を受けず有効に存続するものとします。

第42条 準拠法

本規約の解釈および適用に関する準拠法は日本法とします。

別紙1 セキュリティ機器に関する提供条件

本別紙は、当社が提供する本サービスに含まれるセキュリティ機器に関して、「OsecT 利用規約」（以下「本紙」といいます）と併せて適用されるものです。

1 セキュリティ機器に対する必要な措置の実施

セキュリティ機器について正常な運転の維持・運用が困難であると当社が判断した場合、当社は契約者に対して、設置環境の改善等必要な措置を要求できるものとし、契約者はかかる措置を講じるものとします。なお、この場合の費用は契約者の負担とします。

2 故障交換の条件

- 2.1 提供場所への技術者派遣による OsecT センサーの故障対応は、当社が OsecT センサーのパーツを交換する必要があると判断したときに当社の負担により行うものとします。
- 2.2 前項の場合、OsecT センサーの故障対応は、当社又は当社が指定する第三者が持参するパーツ交換又は先出し送バックによる代替機交換により行うものとします。
- 2.3 故障対応にあたり、当社は OsecT センサーの当該事象に関する情報を OsecT センサーの製造・保守業者と共有する場合があります、契約者はそれに同意するものとします。
- 2.4 OsecT センサーの故障の原因が契約者の責に起因するものである場合、当該故障の回復にかかる費用は契約者の負担とするものとします。
- 2.5 USB ドングルの故障対応は、初期不良もしくは1年以内の自然故障の場合、当社より無償で代替機を配送するものとします。それ以外の場合、USB ドングルの再購入となり、これにかかる費用は契約者の負担とするものとします。
- 2.6 SIM カードの故障対応は、当社より代替の SIM カードを無償で配送するものとします。なお、不要となった SIM カードは 4.4 項に定める通り契約者が適切に廃棄するものとします。

3 契約者の協力義務

- 3.1 契約者は、セキュリティ機器の利用にあたって、セキュリティ機器を設置・稼働させるために必要となる空調、電源、スペース、配線及びネットワーク機器等を契約者の負担で用意するものとします。
- 3.2 当社又は当社が指定する第三者は、以下の各号のいずれかに該当する場合、契約者に対し、本契約に関する契約者の機器・情報・資料その他の物品の提供、およびセキュリティ機器が設置された契約者の敷地又は施設内（契約者の契約するデータセンターを含む。）への合理的な立ち入りを求めることができます。
 - (i) 契約者による本契約の遵守状況を調査、確認するために必要な場合
 - (ii) 故障予防又は回復のため必要な場合
 - (iii) 技術上必要な場合
 - (iv) その他、当社が必要と判断する理由がある場合
- 3.3 前項により立ち入りを行うとき、当社は契約者又は契約者の関連会社の従業員の立ち会いを求めることができ、その場合、契約者はそれに応じるものとします。
- 3.4 契約者は、セキュリティ機器が不正に利用され、又は利用されようとしているときには、直ちに当社に通知するものとし、セキュリティ機器の不正利用に係る当社の調査に協力するものとします。

4 セキュリティ機器の配送完了、占有開始及び所有権の移転

4.1 当社は、契約者配送先へ開通希望日の9営業日前までに配送するものといたします。

4.2 前項の契約者配送先へ到達した日付をもって契約者によるセキュリティ機器の占有開始日とします。

4.3 OsecT センサーおよび USB ドングルの所有権は、契約者が当該セキュリティ機器の初期費用の支払いを完了したときに、当社から契約者へ移転するものとします。

4.4 SIMカードの所有権は、廃止した場合、または故障に伴い代替のSIMカードに交換した場合、当社から契約者に移転するものとし、契約者は、あらかじめこれに同意するものとします。この場合、契約者は、当社が当社のサービスサイト(<https://sdpf.ntt.com/>)に掲載するSIMカードに含まれる物質に基づき、自己の責任と費用負担において、法令に従い、SIMカードを処分するものとします。

5 危険負担

4.2項に定める占有開始日前に生じたセキュリティ機器の滅失、毀損、変質その他の危険（以下「危険」という）は、契約者の責に帰すべき場合を除き、当社の負担とし、占有開始日後に生じた危険は、当社の責に帰すべき場合を除き、契約者の負担とします。

6 対象国

セキュリティ機器の提供は日本国内のみとします。

料金表

通則

(料金の計算方法等)

当社が契約者に本サービスの提供を開始した日から起算して、契約の解約があった日の当日までの期間（提供を開始した日と解約または廃止のあった日が同一の日である場合は1日間とします。）について利用料金を月単位で計算します。なお本サービスの提供を開始した日を含む料金月及び契約の解除があった日を含む料金月は、日割りで計算します。

利用料金の日割りは、料金月の日数により行います。契約内容の変更等により利用料金の額が増加又は減少したとき、増加又は減少後の利用料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。

当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

別段の定めがない限り、当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

契約者は、当社が定める期日までに、当社が指定する方法により料金等を支払っていただきます。

(消費税相当額の加算)

本規約により支払いを要するものと定められている料金等の額は、料金表に定める額（税抜価格（消費税相当額を加算しない額とします。以下、同じとします。）に基づき計算された額とします。）に消費税相当額を加算した額とします。

関連法令の改正により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。

第 1 表 利用料金の適用等

1. 本サービスにかかる利用料金の額は、別段の定めがない限り、1 の料金月において、次表に掲げる料金種別ごとの算定方法および別冊に定める料金表に基づき算出されるものとします。

区分	単位	税抜価格 (税込価格)
初期費用	OsecT センサー1 台の契約ごとに	250,000 円 (275,000 円)
基本サービス料	OsecT センサー1 台の契約ごとに月額	90,000 円 (99,000 円)

付 則（令和 4 年 4 月 20 日 M S S セ 00913143 号）

この規約は、令和 4 年 4 月 22 日から実施します。

付 則（令和 5 年 8 月 11 日 M S S セ 000400000390-01 号）

この規約は、令和 5 年 8 月 31 日から実施します。

付 則（令和 6 年 8 月 26 日 M S S セ 000400001409-01 号）

この規約は、令和 6 年 9 月 5 日から実施します。

付 則（令和 6 年 12 月 11 日 M S S セ 000400001679-01 号）

この規約は、令和 6 年 12 月 26 日から実施します。